

PROFILE

会社概要

社名	青木防災株式会社
創業 / 設立	1961年 / 1973年
所在地	大阪府大阪市平野区平野本町五丁目6-15
TEL / FAX	06-6795-2664 / 06-6792-3550
代表取締役	青木 誠
従業員数	14名
資本金	10,000,000円
年商	第49期 令和2年度 実績2億4000万円
事業内容	消防設備の施工・保守管理 防災用品の販売
許可番号	大阪府知事 第143311号(般-27)消防施設工事業
主な取引先	工務店・マンション管理組合・メーカー・各種事業者など
主要取扱 メーカー	パナソニック株式会社、モリタ宮田工業株式会社、ヤマトプロテック株式会社、日本ドライケミカル株式会社、ホーチキ株式会社、オリロー株式会社、TOA株式会社、ニッタン株式会社、株式会社初田製作所
保有資格	消防設備士 甲種特類・1~5類、消防設備士 乙種6・7類、第1種消防設備点検資格者、第2種消防設備点検資格者、危険物取扱者 甲種、危険物取扱者 乙種1~6類、第一種電気工事士、第二種電気工事士、第三種電気主任技術者、工事担任者(AI・DD総合種)、特定建築物定期調査員、建築設備定期調査員、防火設備定期検査員、ECO検定、毒物劇物取扱者、防火管理者(甲種)、防火対象物点検資格者、防災管理点検資格者、民泊適正管理主任者、自家用発電設備専門技術者
URL	https://aokibosai.net

■ アクセス



 **電車でお越しの方**
大阪市営地下鉄谷町線
平野駅4番出口から徒歩3分

 **お車でお越しの方**
南港通り沿い平野消防署の西側
近くにコインパーキング有り

IMAGINE PRECIOUS LIFE

大切な人の命を想う

AOKI BOSAI CO., LTD. SINCE 1961



明日の安心を創る

CREATE PEACE OF MIND

青木防災(株)は、お客様の大切な人の命を想い、一歩先を想像したサービスを提供します。

なぜ消防法でスプリンクラーや火災報知器といった消防用設備等の設置および維持管理が義務付けられているのか。

これは火災から人の命を守るためにあり、極めて効果的に火災の被害を軽減できるからです。

しかし、もし消防法による規定がなければ、きっと『自分は大丈夫...』と

安心したいが為に根拠のない思い込みをしてしまうでしょう。

よって、消防法は災害に対して抱くことができる、人の想像力を補填する役割を担っていると言えます。

1961年に消火器の製造・販売業者として創業した弊社ですが、時代の流れと共に社会に求められる役割も変化し、

現在は消防法に基づく消防用設備等の設計・施工およびメンテナンス業を営んでおります。

ただ、お客様の大切な人の命を想う精神は変わっておりません。

真に喜んでいただけるサービスを、これからも提供し続けます。

MESSAGE

防災のプロとして『業務を誠実に』。

青木防災(株)には、先代から引き継がれた『誠心誠意』という社訓があります。これは、私どもがお客様と関わり信頼していただく上で、最も重要な指針であると考えております。また、消防法の条項にも『業務を誠実に』行なうことが定められている箇所がございます。私どもは消防設備士として厳しく法令順守し、お客様に防災に関する最適なご提案

をさせていただきます。規制の強化、建造物の多様化する社会において、これからも『プロの防災屋』として、設備はもちろん、防災・減災に対する心構えも共有するパートナーとして、今後とも『誠実』にお付き合いさせていただきたいと考えております。

青木防災(株) 代表取締役 青木 誠



PHILOSOPHY

企業理念

防災で、日本を救う。

命 LIFE

01

経済 ECONOMY

何気ない「日常」を想い、大切な人の「命」を想うことで、「非日常」のために設置する消防用設備等が活きてきます。私たち消防設備士は、命について「誠実」に向き合い、お客様よりも一歩前でもしもを想像する「危機感」を持ち、社会の皆様の安全・安心にかかわるサービスを提供します。

02

未来 FUTURE

お客様の「ニーズ」に基づいたサービスを提供し、満足し、ずっと青木防災(株)のサービスを受けたいと思っていただけるよう企業努力します。そうした中長期的な発展で経済活動に貢献するとともに、防災の「ブレイクスルー」で経済の活性化に繋げます。

03

未来 FUTURE

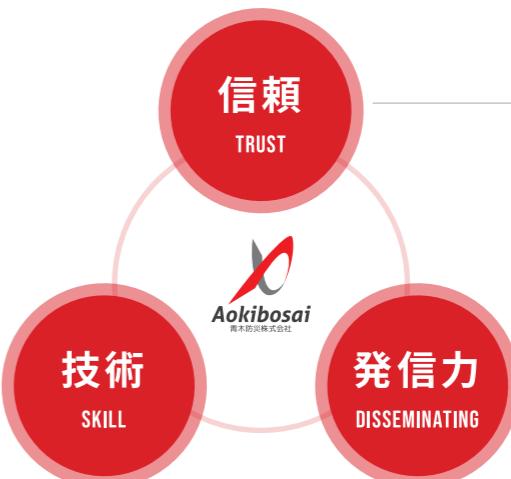
FEATURES

青木防災(株)が選ばれる3つの理由



経験豊富な有資格者によるサービス

弊社に所属する全員が国家資格「消防設備士」の免状取得者です。それだけでなく、豊富な現場経験が組織全体で共有されており、お客様が本当に満足する設計・施工およびメンテナンスを創業より60年以上の長きに渡って実施し続けられる仕組みが整っています。



消防署との間に構築された信頼関係

消防設備士の業務は、所轄消防署の予防部門と二人三脚で遂行します。創業より60年以上、大阪市を拠点に関西一圏でサービスを提供し続けてきた実績が所轄消防署にも認められ、『大阪の消防設備業者といえば青木防災(株)』と絶大な信頼関係を築いています。



業界No.1のWebコンテンツ発信力

防火管理に関する発信・啓蒙活動に注力しており、消防用設備等の弊社コンテンツは検索上位を独占しています。ページ閲覧数は月間40万回以上です。

HISTORY

会社沿革



1961 昭和36年

先代 青木 進が青木消火器工業所を創業
消火器の製作・販売業を営む



1996 平成8年

代表 青木 進が前(財)大阪府消防設備協会理事、及び大阪消防設備協同組合理事長を歴任



2018 平成30年

事業規模を拡大し、
平成30年度に売上2億円達成



2020 令和2年

青木 俊輔が兵庫県立神戸高等技術専門学院にて消防設備士の授業を外部講師として担当



2022 令和4年

現在に至る
代表取締役の青木誠が(一財)日本消防設備安全センターより表彰される



SERVICE 01

DESIGN & WORKS

設計・施工



自動火災報知設備・誘導灯などの消防設備の設置は、消防法によって義務付けられています。これらの施工は、消防設備士甲種4類の有資格者が行わなければなりません。弊社では、民泊・福祉施設等への自動火災報知設備やスプリンクラー設備の新設工事を行っている他、所轄消防署による立入検査や消防用設備点検後に発覚した不良箇所についての改修工事についても実績豊富であり、有り難い事にこれまで多くのお客様に喜びの声をいただけております。

■ 主な取り扱い設備

お客様の資産を守り、また法令を遵守するためにも、消防関係法令にて規定されている全ての消防用設備の施工・メンテナンスを実施しております。これまでに培った技術力を活かして、お客様に最適な消防設備の設計・施工をご提案させていただきます。



消火設備

- ・消火器
- ・屋内消火栓設備、屋外消火栓設備、動力消防ポンプ
- ・スプリンクラー設備、泡消火設備、水噴霧消火設備
- ・不活性ガス消火設備、ハロゲン化物消火設備
- ・固定式粉末消火設備、パッケージ型消火設備



避難設備

- ・避難はしご
- ・救助袋
- ・避難ハッチ
- ・誘導灯・誘導標識
- ・緩降機



警報設備

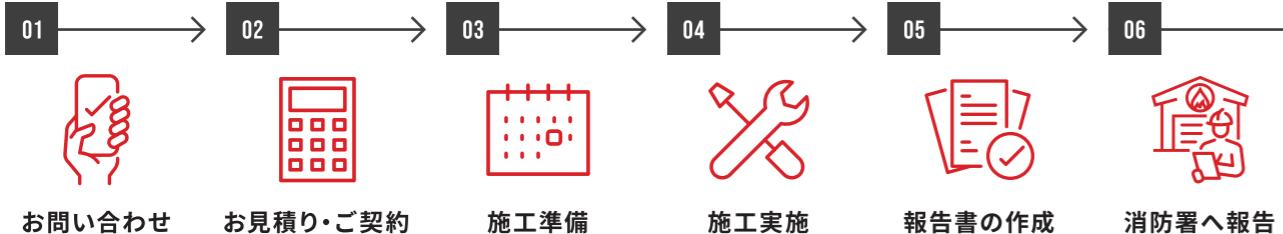
- ・自動火災報知設備
- ・ガス漏れ火災警報設備
- ・非常警報器具及び非常警報装置（非常ベル及び非常放送）
- ・漏電火災警報器
- ・消防機関へ通報する火災報知設備



その他

- ・防火扉
- ・防火戸
- ・防火シャッター

■ サービスの流れ



SERVICE 02

EQUIPMENT

消防用設備点検



消防用設備点検は、火災が起こった時に消火器や火災報知器などの消防用設備等が確実に作動するように、建物の管理権原者に対して、定期点検及び所轄消防署への報告の義務が消防法にて規定されています。また、罰則規定として上述した点検の実施・所轄消防署への報告を怠った場合もしくは虚偽の報告をした者には罰金または拘留に処されると定められています。弊社では、消防法に基づく国家資格である「消防設備士」の有資格者により、消防法令を遵守した点検及びメンテナンスを実施しております。

■ 消防用設備等の点検報告制度について

点検の種類と期間

防火対象物の消防用設備点検は、右記の周期で点検を「実施」する義務があります。

機器点検

6ヵ月に1回

総合点検

1年に1回

点検の種類と期間

防火対象物の関係者は、点検結果を維持台帳に記録するとともに、右記の周期で所轄消防署に点検結果を「報告」する義務があります。点検結果の報告をせず、又は虚偽の報告をした者は30万円以下の罰金又は拘留に処されると規定されています。(消防法第44条)

特定防火対象物

1年に1回

非特定防火対象物

3年に1回

対象となる消防用設備等

消防設備 消火器、屋内消火栓設備、スプリンクラー設備、水噴霧消火設備、泡消火設備、不活性ガス消火設備(CO₂・N₂・IG55・IG541)、粉末消火設備、屋外消火栓設備、動力消防ポンプ設備 等

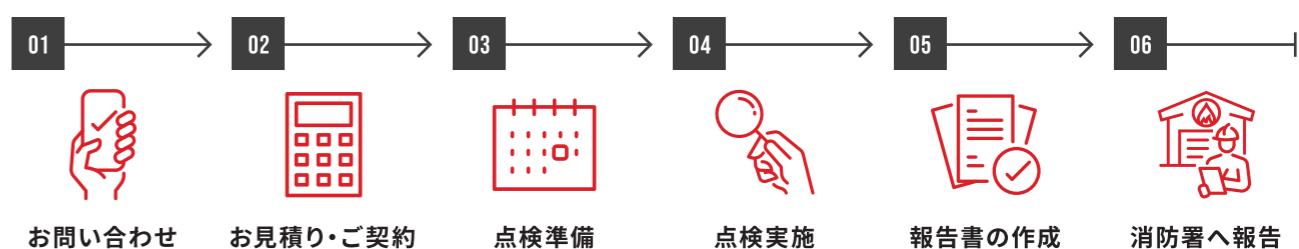
避難設備 避難器具、誘導灯・誘導標識

警報設備 自動火災報知設備、ガス漏れ火災警報設備、漏電火災警報器、消防機関へ通報する火災報知設備、非常警報器具・設備、特定小規模施設用自動火災報知設備、複合型居住施設用自動火災報知設備

避難消火活動上必要な施設設備 消防水、排煙設備、連結散水設備、連結送水管、非常コンセント設備、無線通信補助設備、総合操作盤、加圧防排煙設備

非常電源 非常電源専用受電設備、自家発電設備、蓄電池設備、燃料電池設備

■ サービスの流れ



SERVICE 03

BUILDING LAW

建築基準法第12条点検

定期報告とは、建築基準法にて不特定多数の人々が利用する建築物については定期的に調査・検査し、特定行政庁に報告する制度です。点検は事故を未然に防ぐため、定期的に調査・検査し報告していただくものです。弊社に在籍する建築設備検査員等の有資格者が、設備毎に規定された検査事項を実施し、その判定結果の報告書をご提出いたします。

■ 定期報告の種類



防火設備定期検査

防火扉・防火シャッター等の検査を建築基準法第12条に基づき、弊社の防火設備検査員が実施します。



建築設備定期検査

非常用の照明装置や排煙および換気設備等の検査を建築基準法第12条に基づき、弊社の建築設備検査員が実施します。



特定建築物定期調査

屋上・屋根の劣化診断や敷地内の通路・擁壁状況等の調査を建築基準法第12条に基づき、弊社の特定建築物調査員が実施します。

SERVICE 05

FIRE DRILL & EVACUATION DRILL

消火・通報および避難訓練

SERVICE 04

GENERATOR

負荷試験(自家発電設備)

消防法上で設置義務の生じる屋内消火栓設備やスプリンクラー設備等には、自家発電設備、蓄電池設備、燃料電池設備等の非常電源を設置するよう定められています。非常電源として設置される自家発電設備は、届出及び検査・点検及び報告などの保安規制が課されています。そのため、1年に1度の消防用設備の総合点検実施時に「負荷運転」を確実に実施しておくことが求められています。

■ 自家発電設備の負荷試験とは

バックアップする容量の電力を消費する状態で自家発電設備を動作させて機器の異常がないかを点検するものです。負荷運転未実施で異常が起こると、事業者に責任が及ぼします。法定点検を適切に行なうことは必要不可欠ですので、実績豊富な弊社にお任せ下さいませ。

■ 負荷試験の種類

実負荷試験 自家用発電機でバックアップする設備を実際に非常電源で動かした状態で、自家発の機器に異常が無いかを確認する点検

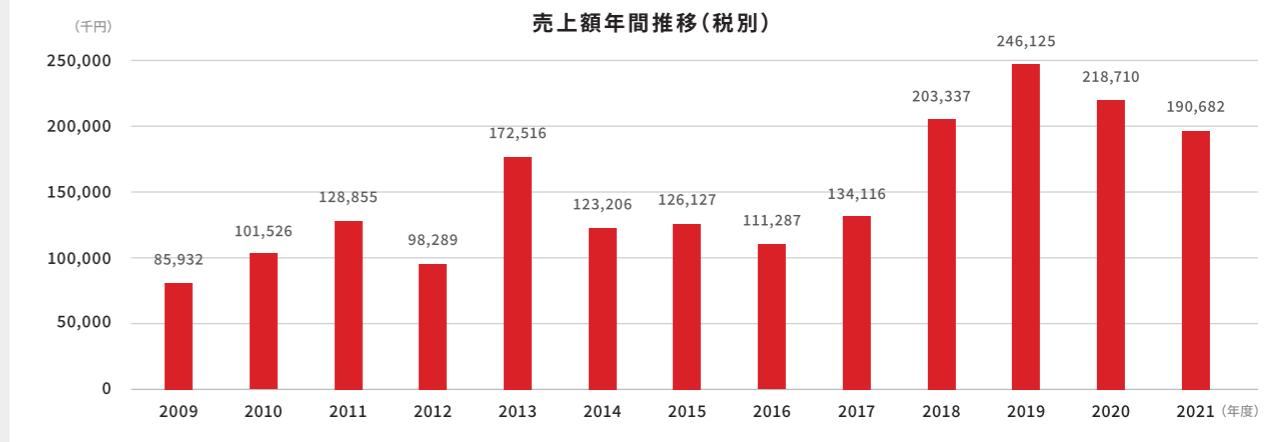
擬似負荷試験 自家発でバックアップする設備と同容量程度の擬似負荷を自家発に接続して、自家発の機器に異常が無いかを確認する点検

消防訓練の実施義務は、消防法にて管理権原者(消防法第8条)や防火管理者(消防法施行令第3条の2)にて規定されています。年に2回以上の消防訓練実施義務もしくは消防計画上で規定された訓練数を実施する必要があります。弊社では消防法に則った消防訓練の実施サポート業務および、より実践的かつ効果の高い内容での防火管理補助サービスをご提供させていただいております。

ABOUT

数字で見る青木防災(株)の成長

お陰様で多くのお客様より消防用設備等の設計・施工およびメンテナンスのご依頼をいただけており、創業より60年以上の現在もなお売上高は堅調に推移しています。今後も更なる組織の成長を見込んでいます。



VOICE

お客様の声



ダイジェット工業株式会社 様

大阪市平野区 / 工場・事務所

取引の経緯を調べてみると、何と1973年から始まっています。同じ平野区にある企業で、これまで長いお付き合いさせていただいており、良い関係を築けているのは素敵なことだと思います。当社担当者よりも、社内のこととは青木防災(株)の方がご存知かと思います。ぜひ今後とも、当社の防火管理をよろしくお願ひいたします。



タカラベルモント株式会社 様

大阪市中央区 / 事務所

貴社のホームページは、社員個々のアピールもしていて素晴らしいと思っています。またご担当者様は動きも良く、別業者で実施していた消防用設備点検も、より安価な見積りを提案してくださった為、お任せすることができました。御社にメンテナンス担当を任せる物件を広げていきたいです。



株式会社イトーキ 様

大阪府寝屋川市 / 工場・事務所

対応は非常に良いと思います。直ぐに来てくれる丁寧に対応してくれます。ご担当者様が真面目なので、一担当者として気が合います。何か分からぬことがあります。日々の問い合わせに対応も早いです。これからも寝屋川工場の消防設備の管理をよろしくお願いいたします。